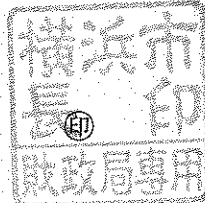


一部開示決定通知書

財取処第 885 号
平成30年1月19 日

NPO法人田村明記念・まちづくり研究会
副理事長 田口俊夫 様

横浜市長 林 文子



平成30年1月10日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	1979年3月22日作成 宅地開発要綱に基づく公益用地（緑区奈良町所在）の取得にかかる 土地売買契約の締結及びその代金の支出について（伺）	
2 開示の日時及び場所	日 時	平成30年1月29日 午前・午後 1時 00分
	場 所	横浜市財政局管財部取得処分課（409号室）
3 開示の実施方法	写しの交付	
4 非開示とする部分の概要	① 法人代表者印の印影 ② 個人印の印影	
5 非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第4号及び2号	
6 根拠規定を適用する理由	① 法人に関する情報であって、開示することにより、財産等の保護 その他に支障が生ずるおそれがあるため。 ② 個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人が 識別され、又は権利利益が害されるおそれがあるため。	
7 担 当 課	財政局 管財部 取得処分課 電話045（671）2270	
8 備 考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日から6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（注意）1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。

2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

約書(案)のおり契約を締結し、所有権移転登記
完了後その代金を支出してよろいか。

なお、所有権移転登記については横浜地方法務局川和
出張所にて嘱託登記いけい。

1. 所在 緑区奈良町1670番222

2. 地積及び単価 159.80^{m²} /m²当り3000円

3. 所有者 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

小田急電鉄株式会社

4. 支出金額 479,400円

5. 支出科目 土地開発基金

6. 支出予定時期 54年5月

7. 添付書類

(1) 案内図 (2) 公図 (3) 実測図

(4) 平面図 (5) 謄本 (6) 協議書

8. 予算差引

土地開発基金

款 目		額
備 考		
合 連 予 算 額		5,473,110,525 円
執 行 済 額		3,478,087,980 円
今 回 執 行 額		479,400 円
予 算 残 額		1,994,543,145 円
合 連 予 定 額		円
流 用 予 定	目 録	円
予 備 費 補 充 要 求 額		円
摘 要		
照 査	2-102 円 185 185	経 理 (副) 主 任

5/22 No.7 ¥479,400

9. 事業概要

(1) 開発面積 2648.01 m^2

(2) 計画戸数及び人口 15戸 55.5人
(^{分建6戸}
_{集合住宅9戸})

(3) 人口密度 209 人/ha

(4) 公益用地 6% 158.88 m^2

(5) 提供面積 159.80 m^2

土地売買契約書(案)

横浜市宅地開発要綱に基づく公益用地の提供に関して、横浜市を甲とし、土地の所有者 小田急電鉄株式会社を乙として、甲乙両者は、次のとおり土地売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の主旨)

第2条 乙は、その所有に係る別紙目録記載の土地(以下「この土地」という)を甲に売り渡し甲は、この土地を買い受けるものとする。

(売買代金)

第3条 甲は、この土地の売買代金として、金 479,400 円 を乙に支払うものとする。

(売買代金の支払)

第4条 甲は、前条の売買代金を、第5条第2項による所有権移転登記完了後、乙の請求に基づきすみやかに乙に支払うものとする。

2 売買代金の支払場所は、横浜市指定金融機関出張所(市庁内)とする。

(所有権の移転時期及び嘱託登記)

第5条 この土地の所有権は、この契約を締結した日に乙から甲に移転するものとする。

2 乙は、この契約締結と同時にこの土地の所有権移転登記に必要な一切の書類を甲に交付し、甲は、すみやかにこの登記を行なうものとする。

(土地の引渡し)

第6条 乙は、この土地を、甲乙実地立会いのうえ、甲が定める日までに、甲に引き

渡すものとする。

(担保物権の消滅、かし担保責任等)

第7条 乙は、この土地に抵当権、質権、先取特権、その他の担保物権が設定されているときは、第5条第2項による所有権移転登記を行なうまでに、これらの権利を消滅させなければならない。

2 乙は、この土地について、かくれたかしがあったとき、または第三者から異議の申立て等があったときは、責任をもって解決するものとし、甲に損害を与えたときはその責めを負うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この土地を第三者に譲渡すること。
- (2) この土地に地上権、賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) この土地に物件を設置すること。
- (4) この土地の形質を変更すること。

(公租公課の負担)

第9条 この土地に係るこの契約に基づく所有権移転登記の日前までの原因による固定資産税、都市計画税その他の公租公課は、乙の負担とする。

(裁判の管轄)

第10条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行なうものとする。

(契約外の事項)

第11条 この契約の条項に疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和 年 月 日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 名

乙 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号
小田急電鉄株式会社
代表取締役 名

1670

222

(示表の地土) 部 題 表

数枚

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 地図番号

所 在

横浜市緑区奈良町

①地 番

第六十
三番

②地 目

宅 地

③地

m² 積

五九
八〇

原因及びその日付登記の日付

第六十
八番
から分筆

昭和五四年参月老四日

番 番 番

一丁



奈良町

1670

222

地家番
号屋番

(権有所)

区

甲

番順
号位

吉

事項欄

合併による所有権登記
所有者 東京鋼鉄管区代々木二
丁目式八番巻式号
小田急電鉄株式会社
昭和五四年参月六日受付
第八卷七九号
順位式番の登記を転写
昭和五四年参月六日受付
第八卷八〇号



番順
号位

事項欄

番順
号位

事項欄

土地登記簿(簿部)第150

(補、有、所)

区

甲

順位
番号

事
項
欄

順位
番号

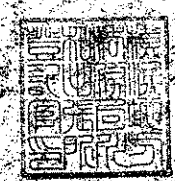
事
項
欄

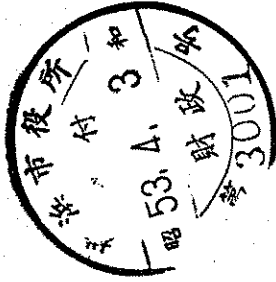
順位
番号

事
項
欄

上記は登記簿の謄本である。

昭和54年3月17日
兵地方法務局川和出張所
記官 高橋善一郎





公益用地に関する協議書

都市計画法等の規定による開発行為施行に伴う公益用地提供について、下記のとおり協議を申し出ます。

昭和 53 年 4 月 3 日

東京都渋谷区代々木2丁目28番12号
小田急電鉄株式会社
 取締役社長 **廣田 崇**

横浜市長職務代理者
横滨市助役 大場 正典
 横浜市長 **飛鳥田 雄 殿**

所在地	横浜市 緑 区 奈 良 町 2998~7 地石筆
施行面積	2,648.01 m ²
提供面積	159.67 m ²
計画戸数	15 戸
着工予定	昭和 53 年 8 月 / 日
その他	しゅん功予定 昭和 53 年 12 月 20 日
必要事項	別添図面のとおり 55.5 人 受領印

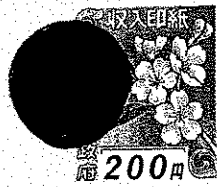
昭和 53 年 4 月 3 日 起案	昭和 53 年 4 月 18 日 決裁	昭和 53 年 4 月 21 日 完結
協議成立年月日	昭和 53 年 4 月 18 日	協議成立番号 第 3001 号
財政局長	管財部長	主 査
		管財第一係長
		用地調整課長
		管財課長
		起案者
		TEL. 2268

計画戸数	既立住宅 6 戸 新設住宅 9 戸
計画人口	55.5 人
人口密度	209 %
公益用地面積	6 %
公益費用	158.88 m ²

協議成立にあたって付した条件

1. 公益用地の位置、及び形状等は別添図面のとおりとする。
2. 公益用地内に入出口、給水管(直径26mm)、排水管(直径150mm)、集水栓、ガス管及びパイプレンス(H=1.5m)を設置すること。
3. 造成工事しゅん功直前に用地調整課の検査を受けること。
477,630 円
4. 公益用地の価格は 1m² 当り 3,000 円とし、総額 477,630 円にて譲渡すること。





契715号

土地売買契約書

横浜市宅地開発要綱に基づく公益用地の提供に関して、横浜市を甲とし、土地の所有者 小田急電鉄株式会社を乙として、甲乙両者は、次のとおり土地売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の主旨)

第2条 乙は、その所有に係る別紙目録記載の土地（以下「この土地」という）を甲に売り渡し甲は、この土地を買い受けるものとする。

(売買代金)

第3条 甲は、この土地の売買代金として、金 479,400 円 を乙に支払うものとする。

(売買代金の支払)

第4条 甲は、前条の売買代金を、第5条第2項による所有権移転登記完了後、乙の請求に基づきすみやかに乙に支払うものとする。

2 売買代金の支払場所は、横浜市指定金融機関出張所（市庁内）とする。

(所有権の移転時期及び囑託登記)

第5条 この土地の所有権は、この契約を締結した日に乙から甲に移転するものとする。

2 乙は、この契約締結と同時にこの土地の所有権移転登記に必要な一切の書類を甲に交付し、甲は、すみやかにこの登記を行なうものとする。

(土地の引渡し)

第6条 乙は、この土地を、甲乙実地立会いのうえ、甲が定める日までに、甲に引き

渡すものとする。

(担保物権の消滅、かし担保責任等)

第7条 乙は、この土地に抵当権、質権、先取特権、その他の担保物権が設定されているときは、第5条第2項による所有権移転登記を行なうまでに、これらの権利を消滅させなければならない。

2 乙は、この土地について、かくれたかしがあったとき、または第三者から異議の申立て等があったときは、責任をもって解決するものとし、甲に損害を与えたときはその責めを負うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この土地を第三者に譲渡すること。
- (2) この土地に地上権、賃借権、抵当権、その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) この土地に物件を設置すること。
- (4) この土地の形質を変更すること。

(公租公課の負担)

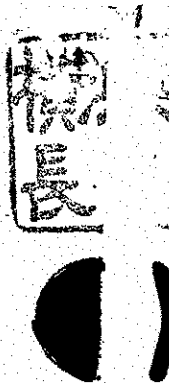
第9条 この土地に係るこの契約に基づく所有権移転登記の日前までの原因による固定資産税、都市計画税その他の公租公課は、乙の負担とする。

(裁判の管轄)

第10条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行なうものとする。

(契約外の事項)

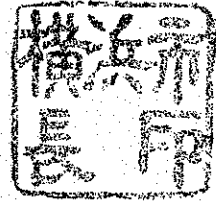
第11条 この契約の条項に疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。



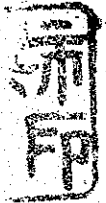
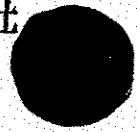
この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和 54年 4月 9日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市 細郷道一



乙 東京都渋谷区代々木三丁目八番四号
小田急電鉄株式会社
代表取締役 廣田 宗



奈良町

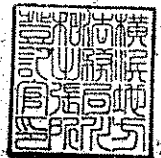
1670 222 地番
家屋
番号

(権 有 所)

区 甲

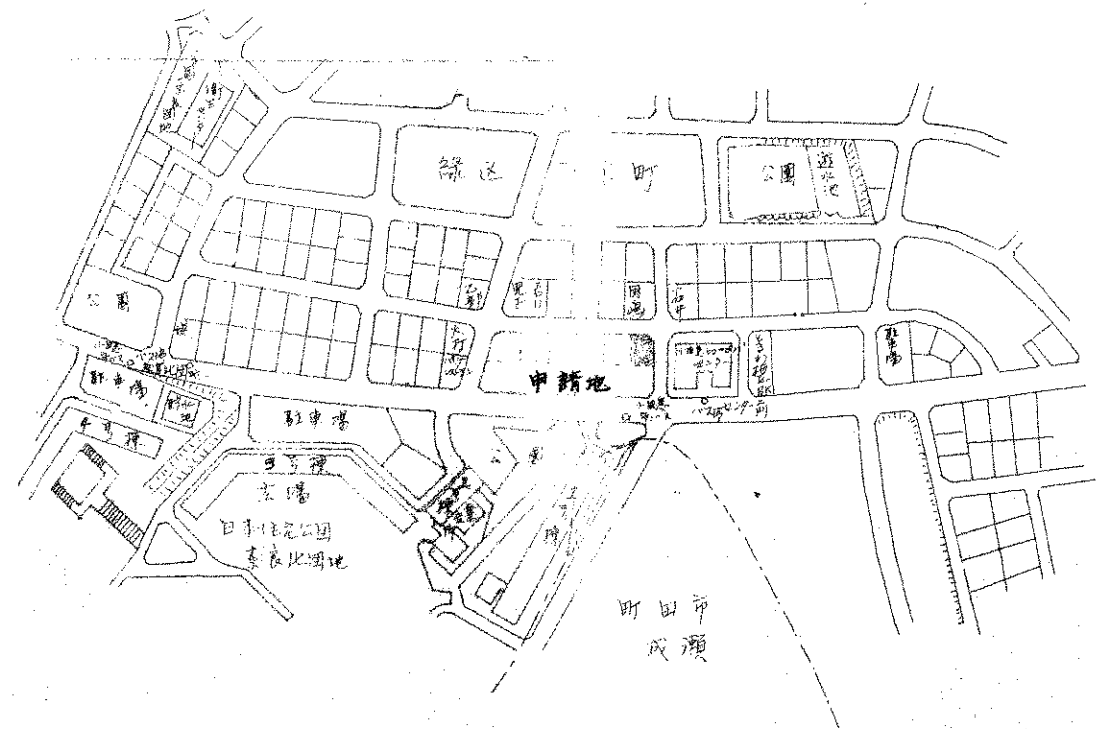
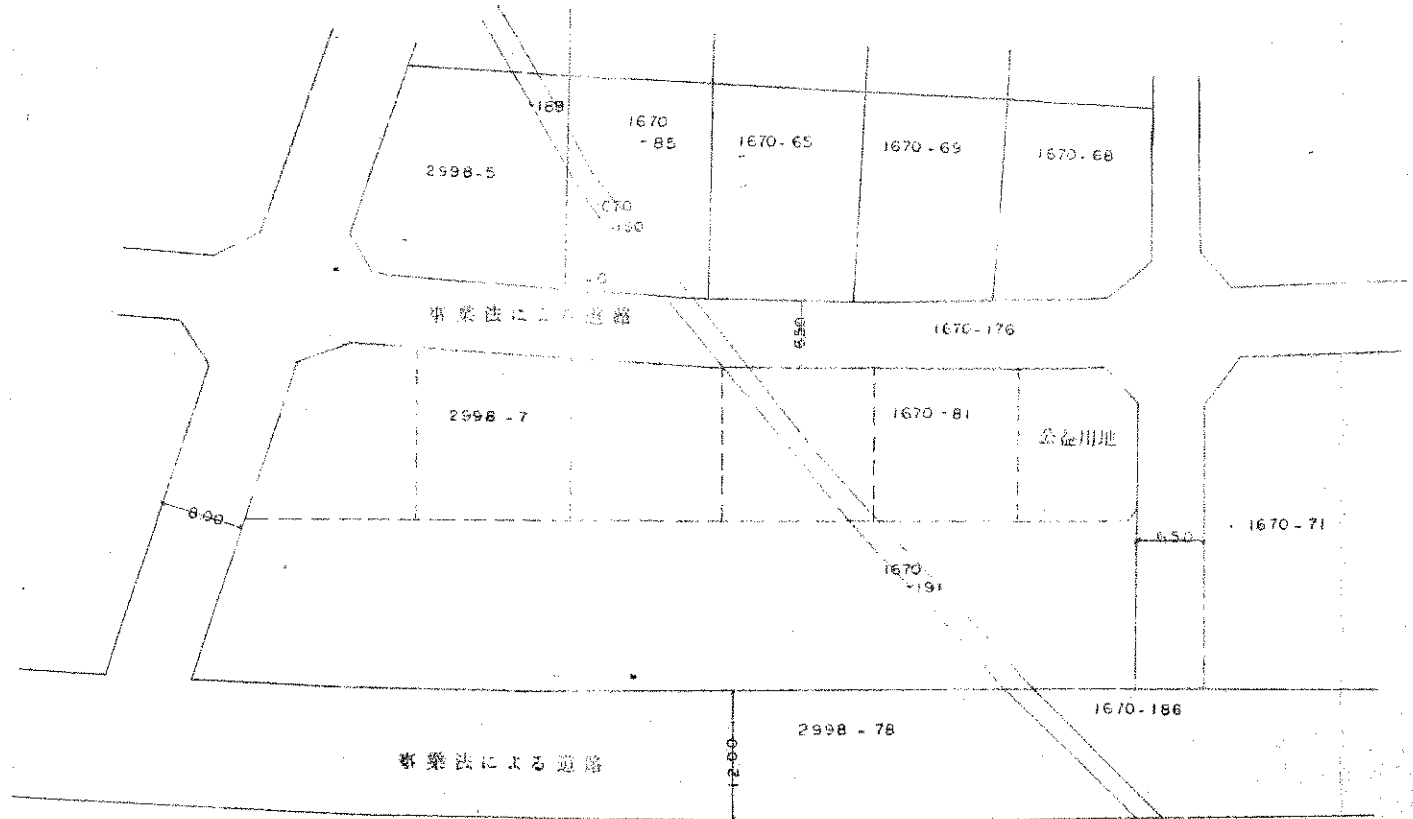
順位 番号	事 項 欄
者	合併による所有権登記 所有者 東京都渋谷区代々木二 丁目式八番地式号 小田急電鉄株式会社 昭和五四年参月六日交付 第八百七十九号 順位式番の登記を転写 昭和五四年参月六日交付 第八百八〇号
式	所有権移転 昭和五四年四月九日交付 第百七十七式号 原因 昭和五四年四月九日 売買 所有者 横 浜 市
順位 番号	事 項 欄
順位 番号	事 項 欄

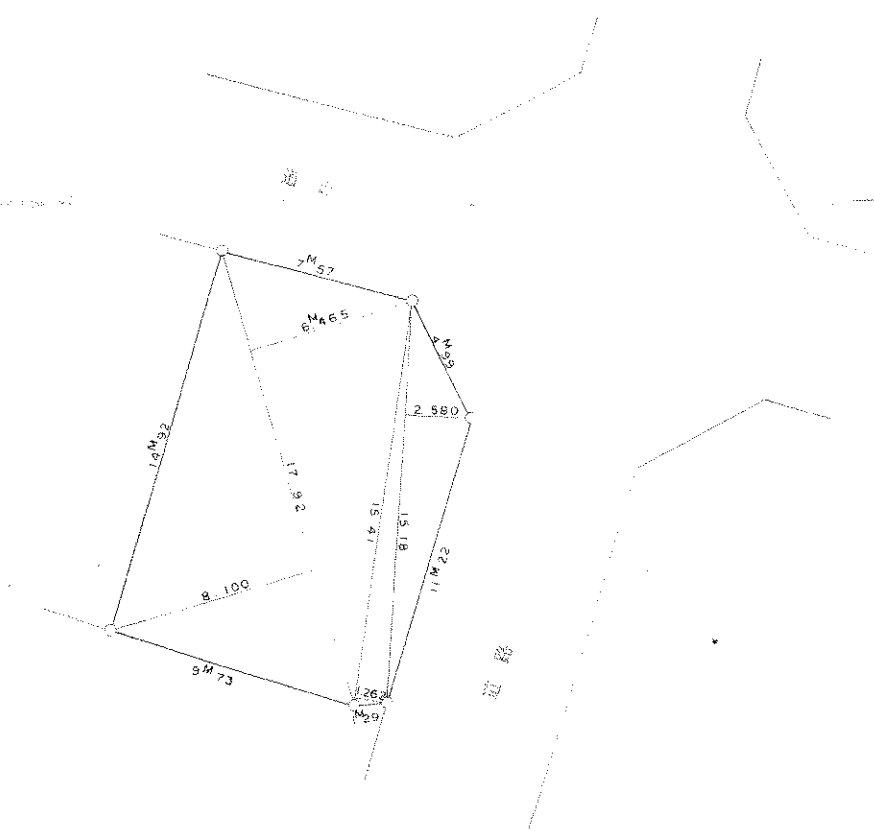
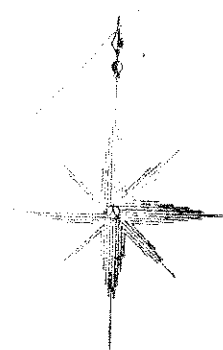


(権有所) 区 甲	
	順位 番号
	事 項 欄
	順位 番号
	事 項 欄
上記は登記簿の謄本である。	順位 番号
<p>昭和55年7月29日</p> <p>兵地方法務局川和出張所</p> <p>記官 高橋善一郎</p> 	事 項 欄

不動産登記用積申区登記書九


開発区域の名称	横浜市緑区奈家町2998-7
許可年月日番号	昭和53年9月19日 松開1209号
検査済証	
完了公告	
図	完了実測図
工事名	小田急電鉄(株)造成工事
開発者	東京都港区己代2丁目28-1 小田急電鉄株式会社 代表取締役 藤田 篤
工事施行者	東京都港区西新井4丁目22-2 小田急電鉄株式会社 代表取締役 河野 大治
設計者	横浜市緑区今宿1丁目1-76 有限会社 宇野設計 代表取締役 宇野 守彦



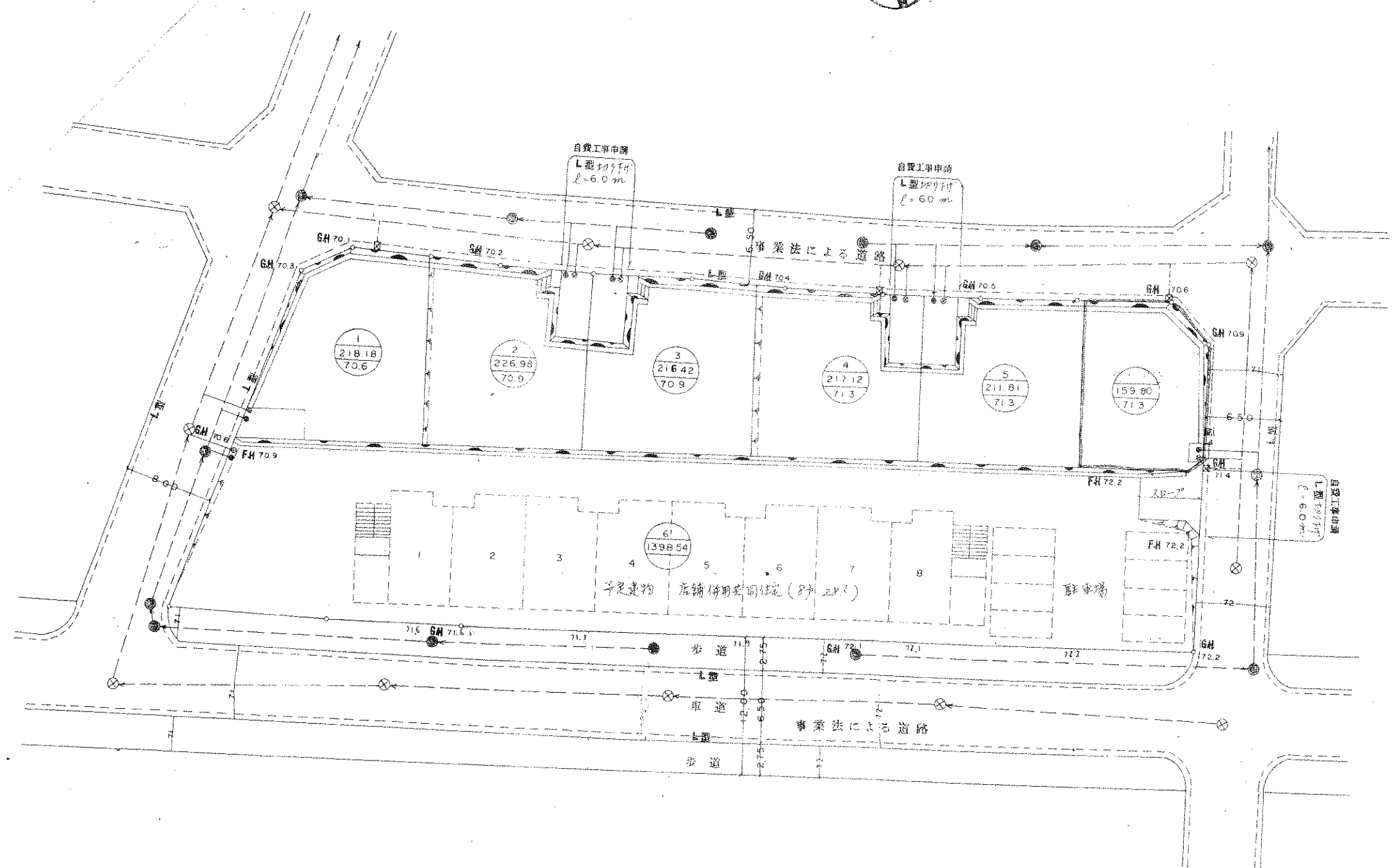
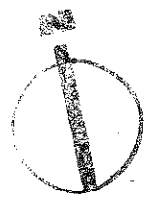


面積算定

区画	底辺	高さ	積算積	面積
	15.18	2.580		39.1644
	15.41	1.262		19.4474
	17.92	6.465	8.100	261.0048
				319.6166
				159.80

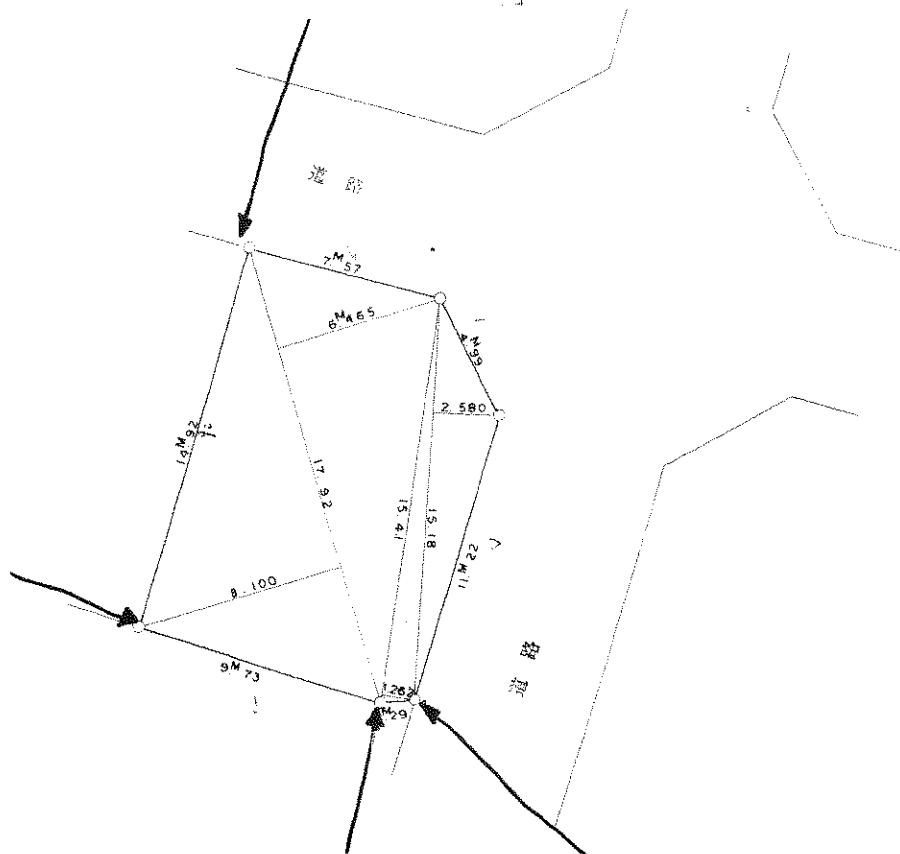
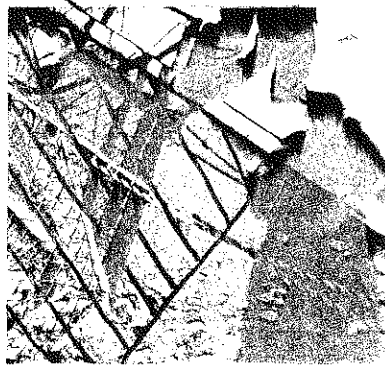
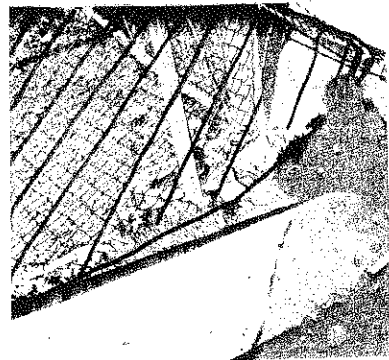
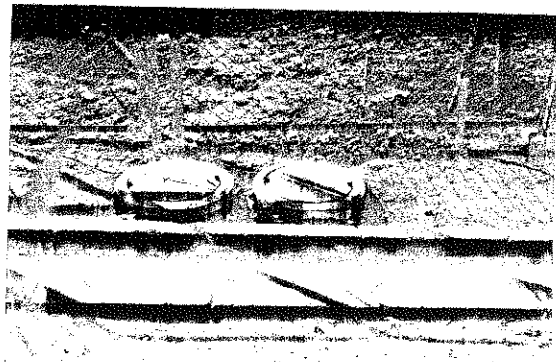
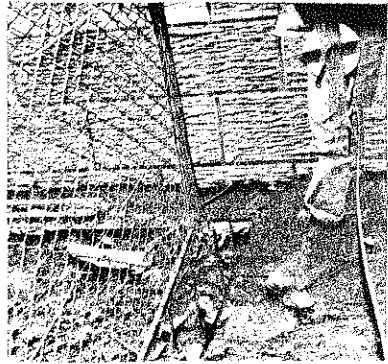
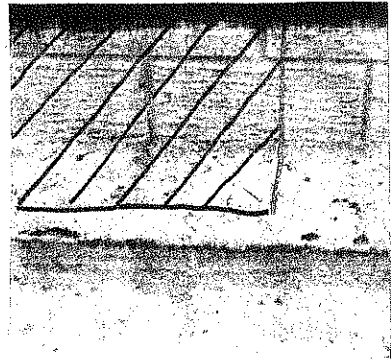
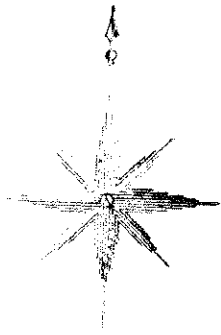
工事名称	横浜市緑区さつきが丘6番地16 公園用地	54年2月16日	製図	検収
図名	実測図	縮尺 1/200	整理番号	54010-2
 有限会社 千葉設計 〒227-0811 横浜市緑区さつきが丘6番地16 TEL 045(973)1626 代表 測量業者登録(5)1759号				

開発区域の名称	横浜新緑区奈良町2978-7
許可年月日 番号	昭和33年9月19日 第1209号
検査済証 完了公告 図面	完了実測図
工事名	小田急電鉄(株)開発工事
開発者の 住所氏名	東京新緑区奈良町2978-7 小田急電鉄(株) 代表取締役 藤田 義典
工事施行者の 住所氏名	東京新緑区奈良町4丁目22-2 小田急建設株式会社 代表取締役 河野 大治
設計者の 住所氏名	横浜新緑区2978-7-1 有限会社 千葉設計 代表取締役 千葉 孝彦



凡 例

記号	種別
○	申請範囲、境界線
○	上段 区画番号
□	下段 区画面積
○	下段 計画地盤
□	路 公益用地
□	黄 個人宅地
□	火 共同宅地
—	間知ブロック
⊗	人孔 雨水管
⊙	人孔 汚水管
⊗	雨水井
—	L型側溝
⊗	取付管
—	土手
6.5	道路幅員
GH	現在地盤



面積算定

区画	底辺	高さ	積算積	合算
	15.18	2.580	39.1644	
	15.41	1.262	19.4474	
	17.92	6.465	8.100	261.0048
			319.6166	159M ² 80

工事名称	横浜市緑区さつきが丘6番地16	54年2月16日	製図者	検査者
図名	実測図	縮尺 1/200	整理番号	
横浜市緑区さつきが丘6番地16		TEL 045 (973) 1626 代表		
有限会社 千葉設計				